

平成21年 11月11日

行政書士日本許認可センター
山内 隆司 様

川崎市 [REDACTED]
株式会社アクト・ツーワン
担当 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

建設業大臣許可コピーご送付

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

昨日、許可証が届けきましたのでFAXさせていただきます。

経審の手続きも引き続き宜しくお願ひいたします。

以上

〒210-
神奈川県川崎市

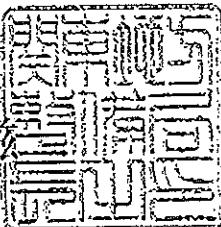
平成21年11月6日

(株) アクト・ツーワン

殿

関東地方整備局長

菊川



一般建設業の許可について（通知）

平成21年6月29日付で申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、東京都知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 国土交通大臣 許可(般-21) 第23293号

許可の有効期間 平成21年11月6日から平成26年11月5日まで

建設業の種類

建築工事業	大工工事業
土官工事業	とび・土工工事業
石工事業	屋根工事業
電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
熱絶縁工事業	造園工事業
建具工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 平成26年10月6日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)